

意見書案第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

提出者 新城市議会議員 小野田直美

〃 中西宏彰

〃 竹下修平

賛成者 新城市議会議員 柴田賢治郎

〃 鈴木長良

〃 村田康助

理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため要望する必要があるからである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

新城市においては、広大な面積と森林を抱え、急激な人口減少が進み、財政状況は非常に厳しい現状となっています。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項について確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を搖るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わない事。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期

限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

意見書案第3号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、
この意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

提出者 新城市議會議員 小野田直美

〃 中西宏彰

〃 竹下修平

賛成者 新城市議會議員 柴田賢治郎

〃 鈴木長良

〃 村田康助

理由

この案を提出するのは、過疎対策の充実強化のため、新たな過疎対策法の制定を要望する必要があるからである。

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、居住環境の整備や他地域との格差是正を図る上において、一定の成果を上げてきたところである。

市町村合併後も過半の地区が過疎地域に指定されている本市において、人口減少と少子高齢化は深刻であり、持続可能な地域をつくるため、また、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎対策事業債及び各種支援制度の継続が不可欠である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することになるが、新たな過疎対策法の制定により、引き続き総合的な過疎対策の充実と強化を図り、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限終了後についても、過疎対策の充実と強化を図るよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 新たな過疎対策法においても現行法第33条に規定する、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本とすること。
- 3 過疎地域において特に深刻な人口減少と少子高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進するとともに、過疎対策事業債の充実を図ること。
- 4 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保及び教育環境の整備等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

意見書案第4号

愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める意見書

愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 新城市議會議員 佐 宗 龍 俊

〃 齊 藤 竜 也

賛成者 新城市議會議員 小 野 田 直 美

〃 中 西 宏 彰

〃 竹 下 修 平

理 由

この案を提出するのは、愛知県立新城東高等学校作手校舎の将来にわたる存続に向け、付されている条件の撤廃を愛知県教育委員会へ要望する必要があるからである。

愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める意見書

愛知県立新城東高等学校作手校舎は、令和3年4月より愛知県立新城有教館高等学校作手校舎として生まれ変わり、新しい歴史を踏み出そうとしている。

作手校舎は面積約500平方キロメートルの広大な新城市において、交通不便な過疎地に立地し、作手地区の教育と文化の核となる存在であり、幼小中高連携の要でもあり、他校にはない連携事業が行われ、そこでは授業や部活動を通じた生徒の交流により、相互に良い刺激を受けながら貴重な体験が展開されている。

また、作手校舎の農業実習は特筆すべきものがあり、新城市だけでなく、豊橋市・豊川市はじめ東三河地域から農業を志す生徒が入学している。平地にある新城有教館高校とは異なる、作手高原の自然を活用としたミネアサヒ米やシクラメン、高原トマトの栽培をおこない、愛知県の農業発展を担う人材を育成してきた実績は、作手校舎における高い教育力と地域における存在意義を象徴するものである。

尚、学習面においても、作手校舎では教職員の尽力による少人数教育や習熟度別学習により、個々の生徒の学力に応じた学び直しができ成果をあげており、近年では特別な支援を必要とする生徒も在籍し、徹底的に寄り添うことで進路希望を叶える成果をあげている。

こうした作手校舎における様々な特色ある教育の実践は、未来を担う人材づくりに大きく寄与するものであり、新城市のみならず東三河地域においても必要不可欠な存在となっている。

よって、地域と共に歩む愛知県立新城東高等学校作手校舎が将来にわたり存続されるよう、付されている条件「第1学年における新城市内の中学校からの入学者が平成26年度以降2年連続して20人未満となった場合には、翌年度募集停止すること」の撤廃について強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

愛知県教育委員会教育長

意見書案第5号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

提出者 新城市議會議員 中 西 宏 彰

〃 小野田直美

〃 竹下修平

賛成者 新城市議會議員 鈴木長良

〃 柴田賢治郎

〃 村田康助

理 由

この案を提出するのは、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるからである。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示した。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声が大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣